

筑北村役場 坂北支所 一部業務終了のお知らせ

日頃は、村行政運営に多大なるご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

村では、行政改革の推進及び事務事業等の合理化を図るため、**令和6年3月29日(金)**をもちまして、坂北支所窓口業務の一部を終了させていただきます。（詳細は右面を参照願います。）

令和6年4月1日(月)以降の当該業務につきましては、役場本庁舎窓口又は坂井支所窓口をご利用ください。

終了する業務は以下の業務となります。ご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

令和6年3月29日(金)で終了する窓口業務 一覧

住民福祉課関係業務	・戸籍関係届出受付及び証明書発行 (死亡届、婚姻届、出生届の受付など)
	・国民健康保険関係各種届出受付
	・国民年金関係各種届出受付
	・後期高齢者医療関係届出受付
	・犬登録関係受付
総務課関係業務	・資産税関係証明書発行
	・法人税等関係証明書発行
	・臨時運行許可証発行
	・公図の閲覧



上記以外の窓口業務につきましては、当面の間継続しますが、持続可能な村づくりのため、更なる事務事業の合理化に向けた検討を重ねて参ります。

筑北村 総務課・住民福祉課 TEL66-2111

筑北村役場 坂北支所窓口業務について【令和6年3月現在の予定】

担当課	取り扱い事務	現在～ 令和6年 3月29日 (金)	令和6年4月 ～ 9月30日 (月)	令和6年 10月 以降	備考
住民福祉課	戸籍関係届出受付(出生・死亡・婚姻・転籍等の届出)	○	×	×	本庁舎又は坂井支所をご利用ください。
	住民異動届出受付(転入・転出等)	×	×	×	
	戸籍関係証明書発行	○	×	×	同上又は戸籍の広域交付サービスをご利用ください。
	マイナンバー関係業務(マイナンバーの申請・受取等)	×	×	×	本庁舎(住民福祉課)へお越しください。
	住民票発行業務	○(※)	○(※)	×	本庁舎又は坂井支所、コンビニ交付サービスをご利用ください。
	印鑑登録及び証明書発行	○	○	×	
	国民健康保険関係届出受付	○	×	×	本庁舎又は坂井支所をご利用ください。
	国民年金関係各種届出受付	○	×	×	
	後期高齢者医療関係届出受付	○	×	×	
	犬登録関係受付	○	×	×	
総務課	税・各種料金収納事務	○	○	×	本庁舎又は坂井支所をご利用ください。
	住民税関係証明書発行	○	○	×	本庁舎又は坂井支所、コンビニ交付サービスをご利用ください。
	納税関係証明書発行	○	○	×	
	固定資産税関係証明書発行	○	×	×	本庁舎(総務課)へお越しください。
	法人税等関係証明書発行	○	×	×	
	臨時運行許可証明書発行	○	×	×	
	公図の閲覧	○	×	×	
	確定申告関係書類の受取	○	○	○	図書館入口ロビーに設置予定です。
	常会・文化関係団体等コピー	○	○	○	図書館窓口で継続して行います。
	各種補助金申請書等受付(担当課への伝達のみ)	○	○	○	
	各種施設カギの貸出・返却	○	○	○	
	各種施設の予約	○	○	△	10月以降の村内公共施設の予約受付事務は現在検討しています。
教育委員会(図書館)	図書貸出・図書館利用申請受付	○	○	○	今後も図書館をご利用ください。

※坂北支所ではマイナンバー入の住民票の発行はできません。

便利な口座振替にしませんか

忙しくて窓口で納付できない方には、口座振替をお勧めします。指定した預金口座から自動的に引き落としされますので、納期のたびに支所窓口等へ納付に行く必要がありません。是非ご利用ください。

○ 申込み手続きについて…

筑北村役場又は、預金口座のある下記の金融機関窓口へ口座振替依頼書を提出してください。

※口座振替依頼書は役場の窓口にあります。手続きには、預金通帳・金融機関届出印が必要です。

役場又は金融機関へお越しいただくのが困難な場合は、ご連絡いただければ所定の用紙を送付いたします。用紙にご記入の上ご返送ください。

○ 口座振替ができる金融機関

八十二銀行 松本信用金庫 松本ハイランド農協 ゆうちょ銀行

お問合せ先 総務課 0263-66-2111



コンビニ交付サービスをご利用ください

筑北村では、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で、住民票などの証明書を取得できるサービスを開始しています。

★取得できる証明書

証明書の種類	手数料	取得できる範囲
住民票の写し	300円	謄本(世帯全部)及び抄本(世帯の一部)
印鑑登録証明書	300円	印鑑登録されている本人のみ
所得・課税・扶養証明書	300円	本人のみ
所得証明書	300円	本人のみ

★利用時間

午前6時30分～午後11時00分まで

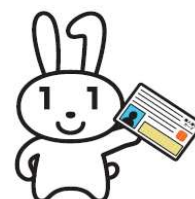
(注)12月29日～1月3日及び機器メンテナンス日は利用できません。

★利用の際に必要なもの

マイナンバーカード

利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の暗証番号)

お問合せ先 住民福祉課 0263-66-2111



令和6年3月1日から 戸籍謄本などの取得が便利になりました！

戸籍法の一部改正により、令和6年3月1日から戸籍制度の一部が次のとおり変更となりました。

①戸籍謄本等の広域交付

従来、本籍地でしか取得できなかった戸籍証明書が、最寄りの市区町村窓口で取得することができるようになります。

例：相続で母親の戸籍証明書（出生～死亡まで）が必要となった。

（出生～婚姻：〇〇市 婚姻～死亡：筑北村）

改正前 〇〇市と筑北村2か所で取り寄せが必要。

改正後 1か所の市区町村窓口で全て揃います！

●請求できる方

- ・本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）の戸籍証明書が請求できます。

●請求できる戸籍証明書の種類

- ・戸籍全部事項証明書 450円
- ・除籍の全部事項証明書、改製原戸籍 750円

●注意事項

- ・窓口にお越しになった方の本人確認のため、官公署発行の顔写真付き身分証明書の提示が必要です。
→ 運転免許証（運転経歴証明書）、マイナンバーカード、旅券など
- ・コンピューター化されていない一部の戸籍・除籍は発行できません。
- ・一部事項証明書、個人事項証明書（抄本）は請求できません。
- ・郵送や代理人（委任状）による請求はできません。
- ・相続等で直系尊属の戸籍証明書を請求される場合、本籍地への照会等が必要になる場合もあり即時交付ができず翌日以降の交付となる場合があります。

②戸籍届出時の戸籍証明書の添付省略

届出人の本籍地でない市区町村窓口で戸籍の届出を行う場合でも、提出先市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認ができるようになるため、婚姻届等の届出の際に戸籍証明書の添付が原則不要となります。



【お問い合わせ】
筑北村 住民福祉課住民係 ☎0263-66-2111

